

流産絨毛染色体検査（G 分染法）

<検査の目的>

妊娠初期の流産の約 6～7 割は、胎児の染色体異常が原因と考えられています。染色体に異常のある胎児の多くは、正常に発育することが難しく、結果として流産に至ります。

流産絨毛染色体検査は、流産の原因を調べるための重要な検査です。

胎児の染色体に異常があったかどうか、また異常が認められた場合にはその内容を確認することで、ご夫婦のいずれかに流産の原因となりうる要因があるかどうかを評価できる場合があります。

本検査は、次の妊娠に向けて適切な対応を検討するための検査として位置づけられます。

<検査の概要>

1. 染色体とは

染色体は、体をつくるための設計図である「遺伝子」が集まってできた構造です。

遺伝子は DNA から構成されており、ヒトの染色体は全部で 46 本あります。

これらは父親と母親からそれぞれ半分ずつ受け継がれます。

2. 染色体異常の種類

妊娠初期の流産で認められる染色体異常の多くは、染色体の本数の異常（トリソミーなど）です。これらは精子や卵子の形成、受精、胚の発育過程で偶発的に生じることがほとんどで、ご夫婦の染色体に異常が認められない場合が多くあります。

一方で、胎児の染色体に部分的な構造の異常が認められることがあり、その場合には、ご夫婦のいずれかにも同様の構造異常が存在する可能性があります。

3. 検体の採取

検査には、胎盤のもととなる絨毛組織を使用します。

通常、流産手術で摘出した組織の一部を用います

4. 検査方法

本検査では、G 分染法と呼ばれる方法で染色体を解析します。

絨毛組織から得られた細胞を培養し、顕微鏡で染色体の本数や大きな構造異常を観察します。

5. 検査実施機関

検査は外部の専門検査機関に委託して実施します。

検体の状態や輸送中の不測の事態（破損・劣化など）により、検査が実施できない場合があります。

6. 結果の報告

検査結果が判明するまで、通常3～4週間程度かかります。

結果は原則として、遺伝カウンセリングの場でご夫婦にご説明いたします。

7. 検査結果について

検査の目的とは直接関係のない染色体の変化が偶発的に見つかる場合や、ご両親やご兄弟姉妹との関連が推測される遺伝学的情報が判明することがあります。

8. 検査の限界・リスク

本検査は染色体異常の検出を目的としていますが、すべての遺伝学的異常を検出できるわけではありません。

また、本検査では絨毛細胞の培養が必要となるため、検体の状態によっては培養がうまくいかず、有効な検査結果が得られない場合があります。

9. 費用と代替手段

本検査は、不育症に対する保険診療として実施可能な検査です。

代替手段として、絨毛細胞の培養が不要な次世代シーケンサー（NGS）を用いた絨毛染色体検査を、先進医療として選択することも可能です。この検査は、院外で妊娠組織が排出された場合でも実施できる可能性があります。

検体の状態やこれまでの経過などを踏まえて、適切な検査方法をご提案いたします。

<個人情報取り扱い>

本検査で得られた情報および検査結果は、個人情報保護法および当院のプライバシーポリシーに基づき、適切に管理します。

検査結果は、ご本人および配偶者（パートナー）以外に、本人の同意なく開示することはありません。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく医師または看護師にお尋ねください。